

事業名	総合的産学官連携推進事業
主管課及び関係課 (課長名)	(主管課) 研究振興局研究環境・産業連携課(課長: 田中敏)
施策目標及び達成目標	<p>施策目標 6 - 1 産業を通じた研究開発成果の社会還元への推進</p> <p>達成目標 6 - 1 - 1 大学発特許取得数を10年間で15倍に増加する。</p> <p>達成目標 6 - 1 - 2 大学発特許実施件数を5年後に10倍に増加する。</p>
事業の概要	<p>内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業のイノベーション創出と国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況に鑑み、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、平成14年7月には、「知的財産戦略大綱」が決定され、平成14年12月には、「知的財産基本法」が制定された。また、この基本法に基づき、平成15年7月、政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策の基本的な方針等についての「知的財産推進計画」が、さらに平成16年5月には、「知的財産推進計画2004」が策定されたところであり、今後、知的財産の創出、保護、活用に関する施策の一層の充実・強化が不可欠である。さらに、平成16年4月に国立大学が法人化したことに伴い、今後、一層の産学官連携が期待されるため、大学における産学官連携の体制整備を進めるとともに、研究面・教育面における産学官連携の一層の充実を図る。</p> <p>大学知的財産本部整備事業 大学等の知的財産を的確に取得・活用し、社会還元を促進するため、大学知的財産本部整備事業において、知的財産の取得・管理・活用を戦略的にマネジメントするための体制を構築するため、43の国公私立大学等において知的財産戦略の企画・立案等に必要な外部人材の確保や調査のための費用等の充実・強化を図るとともに、スーパー産学官連携本部を整備する。</p> <p>産学官連携支援事業 大学等のシーズと産業界のニーズとのマッチングの促進や大学内外における産学官連携体制の構築支援など、大学等の優れた研究成果の活用や産学官連携基盤の強化を通じて大学等の活性化、我が国の国際競争力の向上、経済活性化を図るため、産学官連携に関する専門知識を有する人材(産学官連携コーディネーター)を大学等のニーズに応じて配置する。平成17年度においては、産学官連携コーディネーターの充実を図り、主として産学官連携に強い意欲を持つ産学官連携コーディネーター未配置大学に新たに配置する。</p>
予算額及び事業開始年度	<p>平成17年度概算要求額: 4,548百万円(平成16年度予算額: 3,901百万円)</p> <p>事業開始年度: 平成14年度(産学官連携支援事業) 平成15年度(大学知的財産本部整備事業)</p>
事業開始時において得ようとした効果	<p>大学知的財産本部整備事業 平成15年度から34件のモデル構想及び9件の「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」支援機関を選定し、大学における知的財産の戦略的な管理・活用のための体制を整備し、今後の大学における知的財産戦略体制について実証すべき先駆的なモデルとして他大学にその結果を承継する。</p> <p>産学官連携支援事業 産学官連携コーディネーターを大学等のニーズに対応して配置することにより、共同研究や大学等発ベンチャーの創出等を促進する。</p>
得られた効果	<p>大学における知的財産の戦略的な管理・活用のための体制を整備するという当初の目的については、モデル機関のほとんどの大学において、専門的な外部人材の登用や知的財産ルールが整備されるなど(大学知的財産本部整備事業状況調査: 平成16年3月より)、一定の効果が得られているが、各本部における外部人材と大学における教職員との知識、技能、実績等に著しく差があるといった問題点があり、本部全体としてのレベルアップ(特に教職員の知的財産知識、技能等)が早急な課題となっている。</p> <p>また、産学官連携コーディネーターにより、平成15年度において、5000件以上の技術相談が行われたほか、大学等と企業の共同研究に至ったものが900件以上、大学発ベンチャー支援についても200件以上が行われている。我が国全体としても、大学と民間企業との共同研究数は7000件程度が実施され、大学発ベンチャー数も約800社が創出され、産学官連携は進展していると言えるが、今後も更に共同研究数や大学発ベンチャー数を増加させるためには、十分な状況であるとはいえない。</p>

得ようとする効果	<p>大学における知的財産の管理・活用について、外部人材のみに頼らず、実際の業務に従事する教職員の知的財産に関する技能を向上させるとともに、知的財産の活用等において国際競争力を有する大学知財本部を「スーパー産学官連携本部」として整備するなどにより、知財ポリシー等の知的財産関連ルールの整備や外部人材の活用等、総体的に完成した先駆的なモデルを構築する。また、大学等のシーズと産業界のニーズとのマッチングの促進や大学内外における産学官連携体制の構築支援など、大学等の優れた研究成果の活用や産学官連携基盤の強化を図る。</p>	<p>達成年度</p> <p>平成19年度</p>
必要性	<p>「知の世紀」たる21世紀において、我が国経済社会が国際競争力を強化し、活力の維持・発展を図っていくためには、優れた知的財産を創出することはもとより、これらの確保、活用を推進することにより経済・社会の活性化を促進することが極めて重要である（施策目標6-1）。国立大学の法人化（平成16年度）に合わせ、特許等知的財産の機関帰属への転換が国の方針として示されていることを踏まえ、「知」の源泉たる大学において、知的財産の戦略的な取得・活用を進めるための環境整備を図ることが急務となっている。</p> <p>大学の主体的な取組を支援するため、大学が知的財産の戦略的なマネジメントを実施する上で必要となる優秀な外部人材の確保やTLO等外部組織との連携体制強化を図るための支援措置や、大学等における産学官連携を推進するための体制の強化を図ること等が必要であり、「知的財産推進計画」や「総合科学技術会議」の各種報告書等においても指摘がなされているように、「大学知的財産本部」における知的財産活動の実績等を踏まえ、国際競争力強化に貢献が期待されるスーパー産学官連携本部を整備することや、産学官連携コーディネーター等の専門人材の配置が重要である。文部科学省としても、特に大学の知的財産の活用による研究成果の社会還元を図ることは大学改革を進める上でも重要であることから、早急に必要な施策を講じる必要がある。</p>	
効率性	<p>大学における知的財産の取得・管理・活用を戦略的にマネジメントするための体制を構築することにより、大学の研究成果の社会還元が促進されることとなるとともに、選定された各機関による知的財産戦略の体制整備パターンを充実させることにより、あらゆる条件下にある他大学等に体制整備の方法を承継することが可能となる。</p> <p>また、産学官連携に関する専門知識や経験を有する産学官連携コーディネーターを大学等のニーズに対応して配置することにより、大学における産学官連携体制を効率的に強化することができ、大学のシーズと企業ニーズのマッチングを効果的に促進することが可能である。</p>	
有効性	<p>効果の把握の仕方（検証の手順）</p> <p>全国の大学等における大学知的財産本部の整備状況や産学官連携活動の推進状況の調査等や各大学等における産学官連携の状況等の調査を行い、知財ポリシー等の知的財産関連ルールの整備や外部人材の活用等、体制整備の状況から判断する。</p> <p>得ようとする効果の達成見込みの判断根拠（判断基準）</p> <p>大学における知的財産の創造、保護、活用に関する施策を総合的に実施するものであり、「得られた効果」にあるとおり、過去の事業の実施により一定の効果が得られたことから、本事業を拡充することにより、今後も得ようとする効果の達成は可能であると判断する。</p>	
備考	<p>「第2期科学技術基本計画」 （平成13年3月30日、閣議決定）</p> <p>「知的財産基本法」 （平成14年法律第122号）</p> <p>「知的財産戦略大綱」 （平成14年7月3日、知的財産推進会議決定）</p> <p>「知的財産の創出、保護及び活用に関する推進計画」 （平成15年7月8日、知的財産戦略本部決定）</p> <p>「知的財産戦略について（意見）」 （平成15年6月19日、総合科学技術会議決定）</p> <p>「平成17年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」 （平成16年5月26日、総合科学技術会議決定）</p> <p>「知的財産戦略について」 （平成15年5月26日、総合科学技術会議決定）</p> <p>「知的財産推進計画2004」 （平成16年5月27日、知的財産戦略本部決定）</p> <p>なお、「知的財産推進計画2004」等において、スーパー産学官連携本部の整備や産学官連携コーディネーターの配置について明記されているところである。</p>	

総合的産学官連携推進事業

平成17年度概算要求額 45億円
(平成16年度予算額 39億円)

大学等の知的財産を的確に取得・活用し、社会還元を促進するため、知的財産の取得・管理・活用を戦略的にマネジメントするための体制を構築するとともに、大学等のシーズと産業界のニーズとのマッチングの促進や大学内外における産学官連携体制を構築するため、産学官連携に関する専門知識を有する人材を大学等のニーズに応じて配置するなど、大学における知的財産の創造、保護、活用に関する施策を総合的に実施する。

